

# 令和6年度 前期 技能検定 受検案内

## 技能五輪奈良県大会



技能検定は、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。  
合格された方は、1級及び単一等級の場合は厚生労働大臣から、2級及び3級の場合は県知事から合格証書及び技能士章が交付され、「技能士」と称することができます。

### 実施日程

|                  |              |                                                                                                        |                                                                                                                                                              |
|------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受 付 期 間          |              | 令和6年 4月 3日(水)<br>↓<br>令和6年 4月16日(火)<br>※消印有効                                                           | 受検申請の方法はP2を参照してください。                                                                                                                                         |
| 実技試験問題公表         |              | 令和6年 5月30日(木)                                                                                          | 【試験問題概要】【過去問】は、中央職業能力開発協会ホームページに掲載されています。                                                                                                                    |
| 試<br>験<br>実<br>施 | 実技試験<br>実施期間 | 1級・2級・単一等級全職種<br>3級金属熱処理                                                                               | 3級職種<br>(金属熱処理を除く)                                                                                                                                           |
|                  |              | 令和6年 6月 6日(木)<br>↓<br>令和6年 9月 8日(日)                                                                    | 令和6年 6月 6日(木)<br>↓<br>令和6年 8月11日(日)                                                                                                                          |
|                  |              | ※【造園職種】 暑熱対応のため延期する場合<br>令和6年 9月9日(月) ～ 11月13日(水)                                                      |                                                                                                                                                              |
|                  |              | 令和6年 8月18日(日)                                                                                          | 令和6年 7月14日(日)                                                                                                                                                |
|                  | 学科試験日        | 令和6年 8月25日(日)<br>令和6年 9月 1日(日)                                                                         | 学科試験の日程はP4～5 各職種の学科試験実施日を参照してください。                                                                                                                           |
| 合 格 発 表 日        |              | 令和6年10月 4日(金)<br>↓<br>※【造園職種】 暑熱対応のため延期する場合<br>11月28日(木)までの間で奈良県知事が指定する日<br>(後日通知します。)                 | 合格者、一部合格者に郵送で通知します。<br>ホームページでの受検番号掲載について<br>・合格者<br>奈良県雇用政策課ホームページ<br>・一部(実技もしくは学科のみ)合格者<br>奈良県職業能力開発協会ホームページ<br><br>なお、電話等での合格発表に関するお問い合わせにはお答えすることはできません。 |
| 目 次              |              | P1 実施日程<br>P2 受検申請方法<br>P3 受検手数料一覧表<br>P4 実施予定職種・実施日・受検手数料等<br>P5 実施予定職種・実施日・受検手数料等<br>P6 申請にあたっての注意事項 | P7 職種別注意事項<br>P8 受検資格<br>P9 免除資格<br>P10 技能五輪奈良県大会<br>P11 その他、お問い合わせ<br>P12 受検申請書記入例                                                                          |

奈 良 県

奈良県職業能力開発協会

## 受検申請方法

1. 提出書類等  
下記①から④
2. 提出方法  
「郵送」とします。  
郵送の際は封筒に「技能検定受検申請書在中」と朱書きの上、必ず差し出しと受取りの記録が残る方法（具体的には簡易書留等）で送付してください。  
通常郵便やメール便等で郵便事故が発生した場合、当協会は一切責任を負いません。
3. 提出先 ※令和6年4月以降、事務所移転により住所が下記のとおりとなります。  
〒631-0824 奈良市西大寺南町8-33 奈良商工会議所会館3F  
奈良県職業能力開発協会
4. 受付期間  
令和6年 4月 3日(水)～令和6年 4月16日(火)消印有効  
上記受付期間に提出された申請のみ受付いたします。

① 受検申請書

申請用紙の記入については、申請者本人が記入例(P12)を参照し、略字を使わず丁寧かつ正確に記入してください。  
記入される文字のとおりに合格証書等を作成しますので、特殊文字についても正確に記入してください。※例「高・高」  
申請後に住所等に変更があった場合は速やかに協会へ連絡してください。

② 振込明細書等  
(写し)

上記受付期間内に所定の受検手数料を下記口座へ振り込み、振込明細書等(写し)を申請書と併せて提出してください。

(口座名義)奈良県職業能力開発協会 (口座番号)南都銀行 本店営業部 普通 2408819

※事業所等でまとめて振り込まれる場合、受検申請者の内訳表(個々の職種・作業名・級・受検区分・氏名・受検料・合計金額を記載したもので様式は自由)を作成いただき、内訳表に振込明細書等(写し)を貼付け、受検申請書と併せて提出してください。

※振込明細書等について、インターネットバンキングの場合は振込結果画面の印刷でも可能です。

※受検手数料は実技、学科それぞれの金額をご確認の上、過不足がないように納入してください。また、振込手数料はご負担願います。

※現金書留による受付はいたしませんので、ご注意ください。

③ 本人確認書類

以下のいずれかの確認書類を受検申請書に貼付けし提出してください。

1. 日本人、永住者、それらの配偶者等及び定住者の方の本人確認書類の例

(1)運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りしてください)

日本パスポート(写真欄)、住民票の写し、

日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限り)

(2)特別永住者証明書

(3)健康保険被保険者証

(4)生徒手帳、学生証、在学証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限り)

2. 1以外の方の本人確認書類の例

(1)外国パスポート(写真欄及び日本国査証欄)

(2)在留カード

※社員証の写しは本人確認書類として認められません。

④ 証明書類

受検料減免(P3)、受検資格短縮(P8)、免除資格(P9)に該当する場合は証明する写しを必ず提出してください。

申請時に証明書類の提出がない場合は、免除の取扱いはできません。

また、申請後に受検料減免や免除資格が判明しても免除は受けられません。

なお、試験免除される試験の受検手数料は不要です。

氏名を変更した場合は免許証裏面もしくは住民票の写し(変更の前後が分かる項目の入ったもの)を添付してください。

④ 対象  
・受検料減免  
・受検資格短縮  
・免除資格

## 受検手数料一覧表

※令和6年度より、減免対象の条件が変更となっています。必ず確認してください。

| 級別 | 職種      | 実技試験     |                              | 減免区分        |             | 学科試験   |        |
|----|---------|----------|------------------------------|-------------|-------------|--------|--------|
| 1級 | すべての職種  | 18,200円  |                              | <div></div> | +           | 3,100円 |        |
| 2級 | すべての職種  | 18,200円  |                              | <div></div> | +           | 3,100円 |        |
| 3級 | 機械検査職種  | 学生<br>※2 | 23歳未満で<br>雇用保険被保険者 ※1(3)     | 6,100円      | (ア)         | +      | 3,100円 |
|    |         |          | 23歳未満で<br>雇用保険被保険者ではない ※1(3) | 10,600円     | (イ)         |        |        |
|    |         |          | 上記以外                         | 15,100円     | <div></div> |        |        |
|    |         |          | 23歳未満で<br>雇用保険被保険者 ※1(3)     | 2,900円      | (ウ)         | +      | 3,100円 |
|    |         |          | 23歳未満で<br>雇用保険被保険者ではない ※1(3) | 5,600円      | (エ)         |        |        |
|    |         |          | 上記以外                         | 10,100円     | (オ)         |        |        |
|    | 上記以外の職種 | 学生<br>※2 | 23歳未満で<br>雇用保険被保険者 ※1(3)     | 9,200円      | (ア)         | +      | 3,100円 |
|    |         |          | 23歳未満で<br>雇用保険被保険者ではない ※1(3) | 13,700円     | (イ)         |        |        |
|    |         |          | 上記以外                         | 18,200円     | <div></div> |        |        |
|    |         |          | 23歳未満で<br>雇用保険被保険者 ※1(3)     | 3,200円      | (ウ)         | +      | 3,100円 |
|    |         |          | 23歳未満で<br>雇用保険被保険者ではない ※1(3) | 7,700円      | (エ)         |        |        |
|    |         |          | 上記以外                         | 12,200円     | (オ)         |        |        |

※(ア)～(オ)は受検申請書で使用

### ※1 3級の実技試験受検手数料について

次の要件の内、(1)に該当し、かつ、(2)～(4)の組合わせに応じ、実技試験受検手数料の減免措置が受けられる場合があります。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の上欄の在留資格以外の者。
- (2) **23歳未満の者。**（実技試験実施日が属する年度の4月1日において、23歳未満である者。）
- (3) **実技試験受検申請時点（令和6年4月3日～16日の間）において雇用保険被保険者である者。**  
**※雇用保険被保険者証の写しを受検申請書の裏面に貼り付けてください。**
- (4) 学生である者。※2

### ※2 学生とは、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の訓練生(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)
- (2) 認定職業訓練のための施設の訓練生(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者及び就職している者を除く。)
- (3) 高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校又は中等教育学校の後期課程に在学する者

# 実施予定職種・実施日・受検手数料等

## ◆1・2級

◎は受検票で通知する日に実施します

| 検定職種                | 作業名                    | 受検手数料(円) |       | 実技試験実施日                            |               |                                | 学科試験<br>実施日  | 検定職種に対応した                   |                                 |
|---------------------|------------------------|----------|-------|------------------------------------|---------------|--------------------------------|--------------|-----------------------------|---------------------------------|
|                     |                        | 実技       | 学科    | 製作等<br>作業試験                        | 計画立案等<br>作業試験 | 判断等試験                          |              | 学科の例<br>※P7注1参照             | 免許職種<br>※P7注2参照                 |
| 園芸装飾                | 室内園芸装飾作業(2級のみ)         | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 9/1<br>(午前)  | 園芸科<br>フラワーデザイン科<br>ガーデニング科 | 園芸科                             |
| 造園                  | 造園工事作業                 | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | ◎                              | 8/18<br>(午前) | 造園科                         | 造園科<br>森林環境保全科                  |
| 金属熱処理<br>※P7注5.6参照  | 一般熱処理作業                | 18,200   | 3,100 | 1級<br>◎                            | 8/18<br>(午後)  | 2級<br>8/25                     | 8/18<br>(午前) | や金科<br>金属工学科<br>機械科         | 熱処理科                            |
|                     | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業         | 18,200   | 3,100 |                                    |               |                                |              |                             |                                 |
|                     | 高周波・炎熱処理作業             | 18,200   | 3,100 |                                    |               |                                |              |                             |                                 |
| 機械加工                | 普通旋盤作業                 | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 8/25<br>(午前) | 機械科                         | 機械科                             |
|                     | 数値制御旋盤作業<br>※P7注4参照    | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | 8/25<br>(午後)  | —                              |              |                             |                                 |
|                     | フライス盤作業                | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              |              |                             |                                 |
|                     | 数値制御フライス盤作業<br>※P7注4参照 | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | 8/25<br>(午後)  | —                              |              |                             |                                 |
|                     | 平面研削盤作業                | 18,200   | 3,100 | ◎<br>(7月27日(土)<br>または28日(日)<br>予定) | —             | —                              |              |                             |                                 |
|                     | 円筒研削盤作業                | 18,200   | 3,100 | —                                  | 8/25<br>(午後)  | ◎<br>(7月27日(土)また<br>は28日(日)予定) |              |                             |                                 |
|                     | マシニングセンタ作業             | 18,200   | 3,100 |                                    |               |                                |              |                             |                                 |
| 鉄工<br>※P7注3参照       | 構造物鉄工作業                | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 8/25<br>(午前) | 金属工学科<br>機械科 造船科<br>建築科 土木科 | 塑性加工科<br>構造物鉄工科<br>鉄道車両科<br>造船科 |
| 建築板金                | 内外装板金作業                | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 9/1<br>(午後)  | 機械科<br>建築科                  | 塑性加工科<br>建築板金科                  |
| 工場板金<br>※P7注3参照     | 打出し板金作業                | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 9/1<br>(午後)  | 機械科                         | 塑性加工科                           |
| 電子機器組立て             | 電子機器組立て作業              | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 8/25<br>(午後) | 電子科<br>電気科                  | 電子科                             |
| 建設機械整備<br>※P7注3.5参照 | 建設機械整備作業               | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | 8/25<br>(午後)  | —                              | 8/25<br>(午前) | 機械科                         | 建設機械科                           |
| 家具製作                | 家具手加工作業                | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 8/25<br>(午後) | 工芸科                         | 木工科                             |
| 建具製作                | 木製建具手加工作業              | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 8/25<br>(午後) | 建築科<br>工芸科                  | 木工科                             |
| 印刷<br>※P7注4参照       | オフセット印刷作業              | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 8/25<br>(午後) | 印刷科                         | 製版・印刷科                          |
| プラスチック成形            | 射出成形作業                 | 18,200   | 3,100 | ◎<br>(6月～7月予定)                     | —             | —                              | 8/18<br>(午後) | 機械科<br>電気科<br>工業化学科         | プラスチック製品科                       |
|                     | 真空成形作業                 | 18,200   | 3,100 | —                                  | 9/1<br>(午前)   | 9/1                            |              |                             |                                 |
| 酒造<br>※P7注5参照       | 清酒製造作業                 | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 9/1<br>(午後)  | 発酵科                         | 発酵科                             |
| タイル張り               | タイル張り作業                | 18,200   | 3,100 | ◎                                  | —             | —                              | 9/1<br>(午前)  | 建築科                         | 左官・タイル科                         |

| 検定職種    | 作業名                       | 受検手数料(円) |       | 実技試験実施日     |               |       | 学科試験<br>実施日  | 検定職種に対応した                     |                 |
|---------|---------------------------|----------|-------|-------------|---------------|-------|--------------|-------------------------------|-----------------|
|         |                           | 実技       | 学科    | 製作等<br>作業試験 | 計画立案等<br>作業試験 | 判断等試験 |              | 学科の例<br>※P7注1参照               | 免許職種<br>※P7注2参照 |
| 内装仕上り施工 | プラスチック系床仕上げ工事業            | 18,200   | 3,100 | ◎           | —             | —     | 8/25<br>(午前) | 建築科                           | 床仕上げ科<br>インテリア科 |
|         | 化粧フィルム工事業                 | 18,200   | 3,100 |             |               |       |              |                               |                 |
| 表装      | 壁装作業                      | 18,200   | 3,100 | ◎           | —             | —     | 9/1<br>(午前)  | 工芸科                           | インテリア科<br>表具科   |
| 塗装      | 建築塗装作業<br>※P7注5,6参照       | 18,200   | 3,100 | ◎           | —             | —     | 8/18<br>(午前) | 建築科<br>工芸科<br>塗装科             | 塗装科             |
|         | 噴霧塗装作業(2級のみ)<br>※P7注5,6参照 | 18,200   | 3,100 |             |               |       |              |                               |                 |
| フラワー装飾  | フラワー装飾作業                  | 18,200   | 3,100 | ◎           | —             | —     | 9/1<br>(午後)  | 園芸科<br>フラワーデザイン科<br>フラワービジネス科 | フラワー装飾科         |

### ◆3級

◎は受検票で通知する日に実施します

| 検定職種    | 作業名                 | 受検手数料(円)            |       | 実技試験実施日                        |               |       | 学科試験<br>実施日  | 検定職種に対応した                     |                 |
|---------|---------------------|---------------------|-------|--------------------------------|---------------|-------|--------------|-------------------------------|-----------------|
|         |                     | 実技                  | 学科    | 製作等<br>作業試験                    | 計画立案等<br>作業試験 | 判断等試験 |              | 学科の例<br>※P7注1参照               | 免許職種<br>※P7注2参照 |
| 園芸装飾    | 室内園芸装飾作業            | P3 受検手数料一覧をご確認ください。 | 3,100 | ◎                              | —             | —     | 7/14<br>(午前) | 園芸科<br>フラワーデザイン科<br>ガーデニング科   | 園芸科             |
| 造園      | 造園工事業               |                     | 3,100 | ◎                              | —             | ◎     | 7/14<br>(午後) | 造園科                           | 造園科<br>森林環境保全科  |
| 金属熱処理   | 一般熱処理作業             |                     | 3,100 | —                              | 8/18<br>(午後)  | 8月25日 | 8/18<br>(午前) | や金科<br>金属工学科<br>機械科           | 熱処理科            |
|         | 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業      |                     | 3,100 |                                |               |       |              |                               |                 |
|         | 高周波・炎熱処理作業          |                     | 3,100 |                                |               |       |              |                               |                 |
| 機械加工    | 普通旋盤作業              |                     | 3,100 | ◎                              | —             | —     | 7/14<br>(午前) | 機械科                           | 機械科             |
|         | 数値制御旋盤作業<br>※P7注4参照 |                     | 3,100 | ◎                              |               |       |              |                               |                 |
|         | フライス盤作業             |                     | 3,100 | ◎                              |               |       |              |                               |                 |
|         | 平面研削盤作業             |                     | 3,100 | ◎<br>(7月27日(土)または<br>28日(日)予定) |               |       |              |                               |                 |
|         | マシニングセンタ作業          |                     | 3,100 | ◎<br>(7月27日(土)または<br>28日(日)予定) |               |       |              |                               |                 |
| 機械検査    | 機械検査作業              |                     | 3,100 | ◎                              | —             | —     | 7/14<br>(午後) | 機械科                           | 機械科             |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業           |                     | 3,100 | ◎                              | —             | —     | 7/14<br>(午前) | 電子科<br>電気科                    | 電子科             |
| フラワー装飾  | フラワー装飾作業            |                     | 3,100 | ◎                              | —             | —     | 7/14<br>(午後) | 園芸科<br>フラワーデザイン科<br>フラワービジネス科 | フラワー装飾科         |

## 申請にあたっての注意事項

---

1. 技能検定の受検には実務経験年数等の受検資格が必要です。詳細はP8をご確認ください。  
また、実技・学科試験の免除についてはP9をご確認ください。
2. 令和6年度(前期)技能検定学科試験、実技試験(判断等試験及び計画立案等作業試験)における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、令和5年10月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種(作業)ごとに、実作業の現場における状況等を勘案し、一般的に普及しているものに基づく場合もあります。
3. 資格・経験年数等、申請に不正が判明した場合は、受検を取消、又は合格を取り消すことがあります。
4. 提出書類に不足がある場合、受検申請の受付ができないことがあります。
5. 奈良県手数料条例第4条に基づき、受検申請受付後の受検手数料は還付できません。
6. 職種(作業)によっては、人数制限を設けています。(P7注5参照)  
また、人数制限を設けていない職種においても、申請状況によっては、施設・機械の設備等の都合により、別途人数制限を設ける場合があります。
7. 下記の場合、先着順の受付となります。  
①各職種(作業)において人数制限を設けている場合。  
②施設・機械の設備等の都合により、受付期間中であっても受検者数の制限を決定した場合。  
なお、①についての受付状況等については随時ホームページに掲載いたします。  
また、制限の関係で受付できなかった方の受検申請書及び受検手数料はお返しいたします。
8. 受検者の少ない職種(作業)は、近隣府県での受検についてご相談させていただくことがあります。
9. 受検申請は原則、受検者ひとりにつき1職種・1作業・1等級にしてください。2つ以上を申請された場合、試験日が重なることがあります。試験日程等の調整は行いません。
10. 受検にあたり、特別な配慮が必要な方は申請時にお申し出ください。
11. 試験実施における道具の紛失、受検者間の事故・トラブル等について、当協会は一切責任を負いません。
12. 自然災害等により試験が延期もしくは中止になることがあります。
13. 個人情報の取り扱いについて  
受検申請書に記載された個人情報等の利用及び活用範囲は、次のとおりです。利用目的以外で活用することはありません。  
①技能検定に関すること  
②当協会が行う能力開発事業及び表彰事業の案内等  
③技能検定に係わる講習会を実施する関係団体の講習案内

## 職種別注意事項

1. 検定職種に対応した学科の例とは、各種学校、高等学校、大学などの専攻科目であり、その学科及びこれに準ずるものを修めて対応する検定職種を受検する場合、受検資格が短縮されます。
2. 検定職種に対応した免許職種とは、職業訓練指導員免許のことであり、この免許を持っていると対応する検定職種の1級・2級・3級及び単一等級の学科試験が免除されます。
3. 次の職種(作業)の製作等作業試験を受検する際には、免許証又は修了証の携帯を必要とします。

|                      |      |                                                                                                                                                          |
|----------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鉄工<br>(構造物鉄工作業)      | 1・2級 | 労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。<br>アーク溶接等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。 |
| 工場板金<br>(打出し板金作業)    | 1・2級 | 労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。                                                                                                  |
| 建設機械整備<br>(建設機械整備作業) | 1・2級 | 労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。                                                                                                  |

4. 次の職種(作業)は原則として受検者の所属事業所の設備を利用して製作等作業試験を実施します。この場合、受検者の所属する事業者等の保有する設備を利用して試験を行うため、試験を実施できる等の条件を満たすことが必要です。詳しくは事前に、当協会までお問い合わせください。

|                       |
|-----------------------|
| 機械加工<br>(数値制御旋盤作業)    |
| 機械加工<br>(数値制御フライス盤作業) |
| 印刷<br>(オフセット印刷作業)     |

5. 次の職種(作業)は実技試験の人数制限を設定しています。

|                                                        |                                      |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 金属熱処理<br>(一般熱処理作業)<br>(浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)<br>(高周波・炎熱処理作業) | 3作業の<br>1級合わせて10名<br>※2・3級は制限がありません。 |
| 建設機械整備<br>(建設機械整備作業)                                   | 1・2級合わせて16名                          |
| 酒造<br>(清酒製造作業)                                         | 1・2級合わせて12名                          |
| 塗装<br>(建築塗装作業)                                         | 1・2級合わせて30名                          |
| 塗装<br>(噴霧塗装作業)                                         | 2級2名<br>※1級は実施していません。                |

※1 人数は予定となります。  
※2 人数枠は先着順とします。

6. その他

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 金属熱処理職種<br>各作業 1級 | 試験で使用する機械の公開は文書による案内のみとなる場合があります。 |
| 塗装<br>建築塗装作業 1・2級 | 試験内容において、多孔質ローラーブラシ塗り作業は選択できません。  |
| 塗装<br>噴霧塗装作業 2級   | 試験内容において、静電噴霧塗装は選択できません。          |



受検資格

技能検定の受検に必要な実務経験年数一覧

実務経験年数は令和6年4月16日現在とします。  
なお、受検資格が短縮されるのは検定職種に対応した学科や訓練科を卒業、又は修了した場合のみです。  
また、〇級合格後とは、当該級の合格年月日が起算日となります。合格証書の日付をご確認ください。

(単位：年)

| 受 検 対 象 者 ※1                                            |          | 特級        | 1 級        |            | 2 級  |            | 3 級 ※6 | 単一等級 |   |
|---------------------------------------------------------|----------|-----------|------------|------------|------|------------|--------|------|---|
|                                                         |          | 1級<br>合格後 | 2 級<br>合格後 | 3 級<br>合格後 |      | 3 級<br>合格後 |        |      |   |
| 実務経験のみ                                                  |          | 5         | 7          | 2          | 4    | 2          | 0      | 0 ※7 | 3 |
| 専門高校(工業高校等)卒業後※2<br>専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業後              |          |           | 6          |            |      | 0          |        | 0    | 1 |
| 短大・高専・高校専攻科卒業後※2、専門職大学前期課程修了後<br>専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業後 |          |           | 5          |            |      | 0          |        | 0    | 0 |
| 大学卒業後（専門職大学前期課程修了者を除く）※2<br>専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業後     |          |           | 4          |            |      | 0          |        | 0    | 0 |
| 専修学校※3又は各種学校卒業後<br>(厚生労働大臣が認定したものに限る)                   | 800時間以上  |           | 6          |            |      | 0          |        | 0 ※8 | 1 |
|                                                         | 1600時間以上 |           | 5          |            |      | 0          |        | 0 ※8 | 1 |
|                                                         | 3200時間以上 |           | 4          |            |      | 0          |        | 0 ※8 | 0 |
| 短期課程の普通職業訓練修了後※4 ※9                                     | 700時間以上  |           | 6          | 0          | 0 ※5 | 1          |        |      |   |
| 普通課程の普通職業訓練修了後※4 ※9                                     | 2800時間未満 |           | 5          | 0          | 0    | 1          |        |      |   |
|                                                         | 2800時間以上 |           | 4          | 0          | 0    | 0          |        |      |   |
| 専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了後 ※4 ※9                            |          |           | 3          | 1          | 2    | 0          | 0      | 0    |   |
| 応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了後 ※9                               |          |           | 1          |            | 0    | 0          | 0      |      |   |
| 指導員養成課程の指導員養成訓練修了後 ※9                                   |          |           | 1          |            | 0    | 0          | 0      |      |   |
| 職業訓練指導員免許取得後                                            |          |           | 1          |            | —    | —          | —      | 0    |   |
| 高度養成課程の指導員養成訓練修了後 ※9                                    |          |           | 0          |            | 0    | 0          | 0      | 0    |   |

- ※1 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。
- ※2 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- ※3 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
- ※4 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練（いずれも800時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- ※5 総訓練時間が700時間未満のものを含む。
- ※6 3級の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定された者も受検できる。
- ※7 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。
- ※8 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- ※9 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。



# 免除資格

試験免除の対象者と免除される試験の区分は次の表のとおりです。  
 実技試験又は学科試験の免除を受けようとされる方は、申請時にその資格を証明する書類の写しを必ず提出してください。申請時に証明書類の提出が無い場合は、免除の取扱いはできません。  
 なお、免除される試験において受験手数料は不要です。  
 また、記入漏れ等、申請後に試験の免除が判明しても免除は受けられません。

## 1. 技能検定関係（同一の検定職種に限る）

| 対象者  |                 | 技能検定試験の免除の範囲 |       |       |       |       |    |
|------|-----------------|--------------|-------|-------|-------|-------|----|
|      |                 | 特級           | 1級    | 2級    | 3級    | 単一等級  | 備考 |
| 特級   | 実 技 試 験 の み 合 格 | 実技の全部        | -     | -     | -     | -     | ※1 |
|      | 学 科 試 験 の み 合 格 | 学科の全部        | -     | -     | -     | -     | ※1 |
| 1級   | 技 能 検 定 合 格     | -            | 学科の全部 |       |       | -     |    |
|      | 実 技 試 験 の み 合 格 | -            | 実技の全部 |       |       | -     | ※2 |
|      | 学 科 試 験 の み 合 格 | -            | 学科の全部 |       |       | -     | ※2 |
| 2級   | 技 能 検 定 合 格     | -            | -     | 学科の全部 |       | -     |    |
|      | 実 技 試 験 の み 合 格 | -            | -     | 実技の全部 |       | -     | ※2 |
|      | 学 科 試 験 の み 合 格 | -            | -     | 学科の全部 |       | -     | ※2 |
| 3級   | 技 能 検 定 合 格     | -            | -     | -     | 学科の全部 | -     |    |
|      | 実 技 試 験 の み 合 格 | -            | -     | -     | 実技の全部 | -     | ※2 |
|      | 学 科 試 験 の み 合 格 | -            | -     | -     | 学科の全部 | -     | ※2 |
| 単一等級 | 技 能 検 定 合 格     | -            | -     | -     | -     | 学科の全部 |    |
|      | 実 技 試 験 の み 合 格 | -            | -     | -     | -     | 実技の全部 | ※2 |
|      | 学 科 試 験 の み 合 格 | -            | -     | -     | -     | 学科の全部 | ※2 |

※1: 実技試験または学科試験に合格した日から5年間(当該合格した実技試験が行われた日の翌日から起算して5年を経過した日の属する年の翌年(その日が1月1日から3月31日までの間である場合は、その日の属する年)の3月31日まで)有効

※2: 選択科目(作業)のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

## 2. 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る）

| 対象者                           |                             |    | 技能検定試験の免除の範囲 |                |       |    |       |    |
|-------------------------------|-----------------------------|----|--------------|----------------|-------|----|-------|----|
|                               |                             |    | 特級           | 1級             | 2級    | 3級 | 単一等級  | 備考 |
| 指導員試験合格又は指導員免許取得              |                             |    | -            | 学科の全部          |       |    |       |    |
| 応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格 | 技能照査合格後実務経験年数               | 5年 | 学科の全部        |                |       |    |       | ※3 |
|                               |                             | 2年 | -            | 学科の全部          |       |    |       | ※3 |
|                               |                             |    | -            | -              | 学科の全部 |    |       | ※3 |
| 専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格 | 技能照査合格後実務経験年数               | 4年 | -            | 学科の全部          |       |    |       | ※3 |
|                               |                             | 1年 | -            | -              | 学科の全部 |    | ※3    |    |
|                               |                             |    | -            | -              | 学科の全部 |    | -     | ※3 |
| 普通課程の普通職業訓練における技能照査合格         | 技能照査合格後2年(2800h以上なら1年)の実務経験 |    | -            | -              | 学科の全部 |    |       | ※3 |
|                               |                             |    | -            | -              | 学科の全部 |    | -     | ※3 |
| 短期過程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了    | 1級技能士コース                    |    | -            | 学科の全部          |       |    | -     | ※3 |
|                               | 2級技能士コース                    |    | -            | -              | 学科の全部 |    | -     | ※3 |
|                               | 単一等級技能士コース                  |    | -            | -              | -     | -  | 学科の全部 | ※3 |
| 中央技能検定委員2年以上                  |                             |    | -            | 実技の全部 及び 学科の全部 |       |    |       | ※1 |
| 都道府県技能検定委員2年以上                |                             |    | -            | 実技の全部          |       |    |       | ※1 |
| 技能五輪全国大会における技能証               |                             |    | -            | 実技の全部          | -     | -  | 実技の全部 |    |
| 技能五輪地方大会における技能証               |                             |    | -            | -              | 実技の全部 |    | -     | ※2 |
| 全国障害者技能競技大会                   | 実技部門の技能証                    |    | -            | -              | 実技の全部 |    | -     | ※2 |
|                               | 学科部門の技能証                    |    | -            | -              | 学科の全部 |    | -     | ※2 |

※1: 選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

※2: 平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効(H16厚労告376附則第2項及び第3項)

※3: 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

# 技能五輪奈良県大会

技能五輪全国大会は、国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えると共に技能に身近に触れる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的に開催しています。奈良県大会は、技能五輪全国大会に派遣する選手を選抜するための奈良県予選として技能検定の実技試験に併用させていただきます。

## 1. 競技職種及び参加手数料

| 競技職種    | 競技職種に対応する<br>技能検定作業 | 参加手数料<br>(単位:円) | 製作等作業試験<br>実施日 |
|---------|---------------------|-----------------|----------------|
| 旋盤      | 普通旋盤作業              | 18,200          | 受検票で<br>通知する日  |
| フライス盤   | フライス盤作業             |                 |                |
| 構造物鉄工   | 構造物鉄工作業             |                 |                |
| タイル張り   | タイル張り作業             |                 |                |
| 自動車板金   | 打出し板金作業             |                 |                |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業           |                 |                |
| 家具      | 家具手加工作業             |                 |                |
| 建具      | 木製建具手加工作業           |                 |                |
| フラワー装飾  | フラワー装飾作業            |                 |                |

## 2. 競技課題

2級技能検定実技試験又は中央協会より指定された課題により競技します。

## 3. 参加資格

平成13年1月1日以降に生まれた者。なお、国際大会への参加は平成15年1月1日以降に生まれた者。

## 4. 技能五輪全国大会への参加

奈良県大会において優秀な成績を収めた者を奈良県代表として推薦します。  
(ただし、職種によっては大会参加人数が制限されることがあります。)

## 5. その他

技能五輪参加申込書と技能検定受検申請書は様式が異なりますので、お申込される場合は当協会にご連絡ください。

また、技能検定2級と併願する場合は、申請時にお申し出ください。

## その他

---

### ○得点の開示について

試験の得点の開示を希望される方は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

なお、来庁される際は受検票（あるいは合格通知）と顔写真入りの身分証明書（運転免許証、旅券等）を持参してください。

※受検者ご本人に限ります。（代理人不可）

※電話での得点开示は行っておりません。また、詳細な採点基準等についてはお答えできません。

#### ・場所

奈良県産業・観光・雇用振興部 雇用政策課

（〒630-8501 奈良市登大路町30、電話 0742-27-8834）

#### ・期間

合格発表日から1ヶ月間の平日の9:00～12:00、13:00～17:00の間

（この期間を過ぎた場合は別途手続きが必要です。詳細は雇用政策課までお問い合わせください。）

なお、試験の成績の優秀な方には、令和7年度に奈良県職業能力促進大会において奈良県知事及び奈良県職業能力開発協会長からの表彰状並びに記念品による表彰があります。

○受検案内の内容について変更になる可能性があります。最新情報は随時ホームページ等でご確認ください。

## お問い合わせ

---

### ○受検申請に関するお問い合わせ先

#### ・住所 ※3月まで

〒630-8213

奈良市登大路町38-1

奈良県中小企業会館2F

奈良県職業能力開発協会

#### ・住所 ※4月から

〒631-0824

奈良市西大寺南町8-33

奈良商工会議所会館3F

奈良県職業能力開発協会

#### ・電話番号

TEL(0742)-24-4127

#### ・ホームページ

URL.<http://www.aaa.nara.nara.jp>

受検票の発送状況等、技能検定に関するお知らせを随時更新していきます。

ホームページ内のお問い合わせフォームより、質問等をしていただくことができます。

#### ・X（旧：Twitter）

@narasyokunou

